

令和5年度 公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	亀田東児童館		
管理者名	労働者協同組合 ワーカーズコープ・センター事業団	指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和8年3月31日
担当課	江南区役所健康福祉課		
所在地	新潟市江南区亀田水道町4丁目1番48号		
根拠法令	児童福祉法		
設置条例	新潟市児童館条例		
施設概要	<p>敷地面積 1,588.91㎡ 建築面積 536.20㎡ 延床面積 526.85㎡ (児童館部分 411.24㎡, ひまわりクラブ部分 115.61㎡)</p> <p>建物構造・主な施設内容 鉄骨造平屋建て 集会室 (33.94㎡) 創作活動室 (34.04㎡) 遊戯室 (196.00㎡) 図書室 (13.13㎡) 鑑賞室 (12.00㎡) 相談室 (6.11㎡) 事務室 (24.24㎡) ひまわりクラブ室 (115.61㎡)</p>		

施設設置目的
<p>児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及びその情操をゆたかにすることを目的として、亀田東児童館を設置する。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>亀田東児童館管理運営の基本方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地域児童の健全育成と子育て支援の拠点として、地域社会と協力連携しながら、児童をはじめ地域住民に親しまれる児童館とします。 2 児童がいつでも自由に利用できる、安全で安心な遊び場としての機能を備えるとともに、児童に健全な遊びや情報の提供を行います。 <p>亀田東児童館の事業運営の5つの柱</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 健全な遊びを通じた児童の集団及び個別指導 2 中学生・高校生等の年長児童の自主的な活動に対する支援 3 母親クラブ、子ども会等の地域組織活動の育成助長及び指導者の養成 4 子育て中の親からの相談に応じるなどの子育て家庭への支援 5 地域の児童の健全育成に必要な活動

令和5年度

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	広報の充実	行事日より、ホームページ等による児童センター活動に関する情報発信 2回以上/月			
	基準利用者数の達成	来館者数(年)(基準:60人×359日)21,500人以上			
	利用者の満足度	利用者アンケートの実施 2回以上/年			
	苦情・要望に対する対応	原則1週間以内の回答			
財 務	管理運営経費の縮減	経費削減への取組み事項3件以上			
業 務	設置目的の理解	・運営委員会の実施数 2回以上/年 ・地域交流事業の実施数 2回以上/年 ・区内全ひまわりクラブへの移動児童館の実施数 15回以上/年			
	情報の伝達と共有	苦情・事故発生時の早期報告 一両日中			
	安心安全の確保	・防災訓練実施回数 年2回以上 ・事故発生時のマニュアルによる研修実施 年2回以上			
	個人情報保護の徹底	個人情報保護に関する内部研修の実施 年1回以上			
	業務仕様書に定める事項の	その他業務仕様書に定める事項の遵守			
人 材	配置人員条件の充足	業務仕様書に定める基準を満たしている			
	配置人員の資質向上	実務研修 1人年2回以上受講			

【評価基準】

A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている

B: 要求水準(評価指標)が達成されている

C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

※評価について、「A」を付ける場合は「優れている点」を、「C」を付ける場合は「達成されていない点」を、「評価コメント」欄に明記してください。(評価指標が達成されているだけなら「B評価」で、その達成度や内容が優れていな

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

所 管 課 に よ る 総 合 評 価 (所 見)